

令和 3 年度以降の復興の取組について（案）

令和 2 年 7 月 17 日
復興推進会議決定

1. 基本的な考え方

東日本大震災の発災から 9 年 4 か月が経過し、復興・創生期間の最終年度を迎えている。

地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入っている一方で、心のケア等の被災者支援を始め、今後も一定の支援が必要な事業がなお残る。

また、原子力災害被災地域においては、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除され、帰還困難区域の一部でも避難指示が先行解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっているが、今後も国が前面に立って、中長期的な対応が必要である。

こうした復興の状況を踏まえ、復興・創生期間後の適切な対応を図るため、政府は、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針¹（以下「基本方針」という。）を定めるとともに、基本方針に基づき、復興庁の設置期間の延長等を内容とする法案を国会に提出し、令和 2 年 6 月 5 日に、「復興庁設置法等の一部を改正する法律」²（以下「改正法」という。）が成立した。

令和 2 年度においては、復興・創生期間の最終年度としての取組を進めるほか、令和 3 年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するため、基本方針及び改正法に基づき、その具体化に向け取り組む必要がある。

このため、令和 3 年度以降の復興期間、同期間に向けた主な取組、法改正に伴う措置、事業規模と財源について、以下の通り定める。

2. 復興期間

「東日本大震災からの復興の基本方針」³において、復興期間を令和 2 年度までの 10 年間と定めているところであるが、令和 3 年度以降においても復興の状況に応じた取組が必要である。

¹ 令和元年 12 月 20 日閣議決定

² 令和 2 年法律第 46 号

³ 平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定

具体的には、基本方針において、地震・津波被災地域では、令和3年度からの5年間に、心のケア等の被災者支援を始め、今後も一定の支援が必要な事業に取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すとともに、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていくこととしている。

また、原子力災害被災地域では、当面10年間、本格的な復興・再生に向けて、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、それぞれの地域の実情や特殊性を踏まえながら、生活環境の整備、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業者・農林漁業者の再建、風評の払拭に向けた取組等を引き続き進め、移住促進等の新たな活力の呼び込みや国際教育研究拠点の構築などの地方創生につながる施策の強化にも取り組み、5年後に見直しを行うこととしている。

上記の考え方を踏まえ、復興期間は令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標の実現に向け取組をさらに前に進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付ける。

3. 今後の取組

基本方針に基づき、令和3年度以降の復旧・復興事業を着実に進めるとともに、改正法に基づく措置等に係る以下の検討課題に取り組む。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東日本大震災の被災地においても、一部の復旧・復興事業や地域経済への影響が生じている。今後とも、その影響の把握に努めながら、感染拡大防止に配慮した事業の実施や事業内容の変更への柔軟な対応等により復興に支障が生じないよう取り組むとともに、令和2年度補正予算等により、感染拡大の防止の取組を進めつつ、雇用の維持と事業の継続、官民を挙げた経済活動の回復等に向けて、各省庁が連携して、対応に万全を期する。

(1) 地震・津波被災地域の取組

基本方針を踏まえ、第2期復興・創生期間においては、国と被災地方公共団体が協力し、心のケア等の被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すとともに、地方創生の施策等を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げる取組を進める。

① 復興局の位置及び組織

復興の進捗状況に応じて、復興局をより効果的に機能させる観点から、基本方針及び改正法により、岩手復興局及び宮城復興局の位置については、被災者支援や産業・生業の再生など復興の課題が集中する地域に組織の軸足を移すため、それぞれ沿岸域に変更し、盛岡市と仙台市に支所を設置することとしている。

具体の位置については、今後の復興需要や交通アクセス、県の出先機関との連携といった観点から検討を行い、被災地方公共団体の意見を踏まえながら、今夏を目途に政令で定める。

② 東日本大震災復興特別区域法

復興・創生期間後における規制の特例等の対象地域について、復興状況や事業の見込み等を考慮しつつ、重点化を図るため、今夏を目途に政令で定める。

また、復興特区税制の対象地域については、内陸部に比べ復興が遅れている沿岸部の産業復興へと支援を重点化することとし、震災前と比べた人口など復興の進捗状況に関する指標や被災自治体からの要望等も踏まえつつ、今夏を目途に政令で定める。

併せて、復興特区法に基づく復興特別区域基本方針の改定等を行う。

③ 地方創生との連携強化

人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地においては、復旧・復興事業により強化されたインフラ基盤、復興期間を通じて培ってきた多様な主体との結びつきやノウハウなどを最大限活かしつつ、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を総合的に活用して取り組むことが重要である。

このため、被災地における地方創生施策の更なる活用に向けて、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に盛り込まれた各種の取組を着実に進めるとともに、復興の取組と地方創生施策の連携の充実・強化を図る。

(2) 原子力災害被災地域の取組

原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、基本方針及び改正法に基づき、地震・津波被災地域と共通する事項のほか、第2期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って、本格的な復興・再生に向けて取り組む。

① 移住等の促進

東日本大震災の発災から9年以上が経過する中で、被災地は、人口減少、高齢化、産業の空洞化等の課題が一層進行している。特に原子力災害被災

地域においては、住民帰還は徐々に進展しているものの、高齢者の割合が多く、若者や子育て世代などの帰還が進んでいない状況がみられる。また、避難指示解除に時間を要した地域では、5～6割の住民が「戻らない」との意向を示している。こうした帰還状況や住民意向等も踏まえると、帰還促進のみでは、地域の復興・再生を実現することは困難であることから、居住人口の増加や、まちの賑わいの再生を図るとともに、地方公共団体の行財政基盤の確保にも資するよう、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を進める必要がある。このため、福島復興再生特別措置法⁴（以下「福島特措法」という。）の改正により、現行の帰還環境整備交付金を帰還・移住等環境整備交付金に拡充し、交流人口・関係人口の拡大や魅力ある働く場づくりを含め、新たな住民の移住・定住の促進に資する事業を追加したところであり、より効果的な移住促進策や、交流人口・関係人口拡大への支援策、海外企業・外資系企業・農業法人等の誘致推進策等について、地方公共団体の意見を踏まえつつ、地域の魅力や創意工夫を最大限引き出しながら新たな活力を呼び込めるよう、思い切った施策の具体化に向け検討を進める。

② 国際教育研究拠点の構築

福島イノベーション・コースト構想については、全体として各施設間の連携や人材育成体制が不十分である等の課題を踏まえ、福島の浜通り地域等の復興・創生（定住人口の拡大等）、分野横断的な研究・産学官連携により魅力ある新産業の創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積・世界への発信等を推進し、同構想の具現化を図る必要がある。

このため、本年6月に、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」が、産学官連携や人材育成等の観点から縦割りを排した司令塔となる国内外の人材が結集する国主導の国際教育研究拠点の構築について、最終とりまとめを行った。具体的には、i) 研究分野については、「新産業創出関係分野（ロボット、農林水産業、エネルギー）」と「原発事故対応・環境回復関係分野（廃炉・廃炉技術応用、放射線安全・健康、リスクコミュニケーション）」とすること、ii) 組織形態等については、原子力災害復興を目的とし、多様な研究産業分野を対象とした総合性のある国立研究開発法人とすることが望ましいが、適切な組織形態等について、政府において、今後更に議論する必要があること、iii) 人材育成については、多数の大学と連携し連携大学院方式等による大学院生等への教育を行うとともに、地元の小中高校生等も含めシームレスな形の人材育成に取り組むこと、等の提言が復興庁に対してなされた。

⁴ 平成24年法律第25号

今後、政府においては、復興庁が中心となって、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等の関係省庁と連携し、関係地方公共団体や産業界、教育・研究機関等の意見を聞きつつ、国際教育研究拠点と既存拠点等との連携・役割分担のあり方や、生活環境・まちづくりも含めて国際教育研究拠点に関する検討を行い、年内を目途に成案を得る⁵。

③ 営農再開の加速化

原子力災害被災 12 市町村⁶においては、営農休止期間が長期化する中で、再開の担い手の確保が課題となっており、営農再開面積が 3 割弱にとどまっている。こうした地域においては、担い手の確保と併せて、大規模で労働生産性の高い農業経営を展開する必要がある。

このため、福島特措法の改正により、地元の担い手に加えて外部からの参入も含めた農地の利用集積のための措置や六次産業化施設の整備を促進するための農地転用等の特例を設けたところである。

こうした特例も活用し、担い手の確保支援、農地集積・労働生産性の向上のための支援等、営農再開の加速化に向けた取組の具体化に向け検討を進める。

④ 税制措置

福島浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向けた福島イノベーション・コースト構想の取組の加速化及びいまだ根強く残る農林水産業や観光業等における風評被害への対応に係る課税の特例について、令和 3 年度税制改正に向け、検討を進める。

⑤ その他の措置

福島特措法に基づく福島復興再生基本方針の改定等を行う。

4. 事業規模と財源

令和 3 年度から令和 7 年度までの第 2 期復興・創生期間における被災地の復旧・復興のための施策・事業については、これを円滑に実施し、加速化を図る。

このため、第 2 期復興・創生期間を含め、平成 23 年度から令和 7 年度までの 15 年間ににおける復旧・復興事業の規模と財源について、以下のとおりとす

⁵ 政府における検討に際しては、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任や行政のスリム化・効率化を推進する視点を踏まえるものとする。

⁶ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

る。

(1) 事業規模

平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業費は、これまでの復興予算の執行状況⁷を踏まえると、31.3兆円程度⁸と見込まれる。

第2期復興・創生期間における復旧・復興事業費の現時点の見込みは、1.6兆円程度⁸である。

このため、第2期復興・創生期間を含め、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模は、合計で32.9兆円程度⁸と見込まれる。

(2) 財源

平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業に充てることとした32兆円程度の財源について、復興特別所得税収や税外収入の実績を踏まえると、32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。

第2期復興・創生期間における各年度の事業規模の管理を適切に行い、精度の高い予算とすることで、効果的かつ確実に復興を進める。

なお、原子力災害被災地域においては、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に応じて事業規模及び財源の見直しを行うものとする。

⁷ 平成23年度から平成30年度までについては決算、令和元年度については決算見込み、令和2年度については予算による。

⁸ 国・地方合計の公費分。原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）等に基づき事業者が負担すべき経費等は含まれていない。